

議会改革に関する検討調査部会（第4回） 記録

日 時	平成21年12月3日（木） 午後2時02分～午後3時59分	
場 所	杉並区役所中棟4階 第2委員会室	
出席委員 (13名)	部 会 長 河野 庄次郎 委 員 けしば 誠一 委 員 岩田 いくま 委 員 藤本 なおや 委 員 安斉 あきら 委 員 小倉 順子 委 員 斉藤 常男	副部長 横山 えみ 委 員 奥山 たえこ 委 員 中村 康弘 委 員 原田 あきら 委 員 松浦 芳子 委 員 河津 利恵子
欠席委員	(なし)	
委員外出席	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 伊藤 重夫 事務局次長代理 高橋 正美 調査担当係長 鈴木 真理子 議事係主査 小坂 英樹	事 務 局 次 長 佐野 宗昭 調査担当係長 小林 一夫 議 事 係 長 中島 廣見
議 題	1 前回記録について 2 議会基本条例規定事項 【行政と議会の関係】について 3 行政視察について	
発言要旨	別紙のとおり	

議会改革に関する検討調査部会（第4回） 発言要旨

発言者	発言内容
部 会 長	開会する。 (午後2時02分) 《前回記録について》
部 会 長	11月26日の部会の記録については、 本日の記録とあわせて、次回にご承認をいただく 予定。
部 会 長	《議会基本条例規定事項 【行政と議会の関係】について》
部 会 長	資料について説明願う。
事務局次長	席上に配付した栗山町のモニター制度、サポーター制度の資料について説明する。モニ ターは、主に住民関係団体の代表8人の委員を中心とし、議長からの諮問事項等を調査し たり、意見を提出する制度。このほか同様の例としては、四日市市議会が住民モニター制 度をとっている。 サポーター制度は、地方自治に造詣の深い大学の教授を中心とした専門家で組織し、議 会制度等々に関する助言等を求めるものである。 本日のテーマである行政と議会との関係について、簡単にご説明する。 資料1は、行政と議会との関係についての総論的な考え方と、具体的な関連する項目に ついて記載している。 資料2は6自治体議会における議会基本条例規定事項・経過・採決状況一覧である。 資料3は、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例。 資料4は伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例。 参考資料1は栗山町議会基本条例施行後の住民の反響についての雑誌記事で、参考資料 2は栗山町の一般会議終了後に実施したアンケート集計結果であり、この2つが栗山町で 住民の意向等を調査した結果である。 参考3は、伊賀市の議会基本条例等に関する新聞記事、裏面が大分市議会の実施した意 見交換会の状況。 資料1について、機関対立主義を作動させる具体的な方法として、地方自治法第96条第 2項の議決事件の拡大や、一問一答方式、反問権等を挙げている。行政と議会を包む自治 体としての政策の原則の確立あるいは議会、議員の政策能力の形成を図ろうとするもの である。 規定事項として、9項目を記載した。 一問一答形式について、杉並区議会では、委員会においては一問一答形式で行っている が、本会議においては、総括して質問し、総括的な答弁を行っている。 次いで答弁書の事前提出。 3番目の反問権については、運用面でかなり難しい部分があり、議会で制度化をしても、 理事者側が果たして十分に活用できるかといった課題もある。 4番目の文書質問について、特に国会では、文書質問が原則と聞いている。予算委員会 等で口頭質問しているが、これはむしろ例外で、緊急を要するときに限り認められている。 5番目が行政に対する要請内容の文書記録化。 6番目の政策等形成過程の説明について、程度の差はあるが杉並区議会でも既に行われ

	<p>ている。</p> <p>7番目の予算・決算における施策/事業別資料の作成についても、杉並区議会では従前から行われている。</p> <p>8番目の自治法96条2項に基づく議決事項の追加について、栗山町の具体例としては、総合計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画等を議決事項としている。</p> <p>9番目が諮問機関・審議会への委員就任の廃止についてである。</p>
議事係主査	<p>前回の部会で触れた一般会議の位置づけについて、一般会議と呼ばれているのは栗山町のみで、NPO等の団体との意見交換も、栗山町では一般会議として行われている。</p> <p>開催の手続は、議会報告会と同様、議会運営委員会で人数を含めて決定している。開催時期は議会報告会と同様に会期外。栗山町の議会報告会は年に1回、定例会での賛否の理由を中心としたプロセスを報告する。一般会議を開催する理由としては、自分たちの団体の現状をもっと知ってほしいという要請を受けてのものが非常に多い。</p> <p>開催後の手続としては、議会報告会は各班長から結果報告書を議長あてに提出するが、一般会議は出席議員が議事録を作成して終わる。</p> <p>次に栗山町議会基本条例に住民投票の規定がある理由や経緯については、平成15年、栗山町と周辺町との合併の話が、ある町の住民投票の結果、反対意見が多かったことにより頓挫した経緯があった。昨年から再び合併の話が進んでいるとのことだが、栗山町としては、前回目の当たりにした住民意見の重要性を踏まえ、本年1月1日の改正で基本条例に規定を設けたと聞いている。</p>
部会長	<p>ご意見等があれば。</p>
A委員	<p>本会議での一問一答はぜひやってほしい。</p> <p>ただ、反問権は、区長に反問されると対応が難しいと思うので、これはまだ導入してほしくないのが本音。</p>
B委員	<p>行政に対する要請内容の文書記録化は、早目にやっておいたほうがいい。現状では、メールなどでの区民からの個別の要望等に対して、お断りする返事を送っても、逆にいろいろ勘ぐられたり、説明してもなかなか信じてもらえないことがある。いわゆる口ききのようなことはないというきちんとした説明にもなるので、制度があるとありがたい。</p>
議事係主査	<p>答弁書の事前提出について、福島町では、答弁書を自分が質問する前に受け取り、それを見て再質問するということが。</p> <p>一般質問する前に、最初の質問に対する答弁を手に入れておき、一般質問当日、最初の質問の答弁が終わった後、再質問を行う。実質はそこから一問一答という形式になる。</p>
B委員	<p>とすると、何を質問するか、事前には答弁者には全くわからない。</p>
議事係主査	<p>質問の中身そのものは、第1質問に関連した質問になるが、具体的にどういう質問かはわからない。福島町の場合は、再質問の一問一答について、時間制限も特にない。</p>
事務局長	<p>現在は申し合わせということで、再質問を含めて質問時間はおおむね30分程度ということになっている。仮に事前に答弁書を提出するこうした形式を導入したとしても、現状のままでもいけば、その範囲内で組み立ててやっていただくことになる。</p>
B委員	<p>答弁書を手に入れれば、再質問は絶対出る。いずれにしろ時間は長くなるのでは。</p>
事務局長	<p>ルールの決め方次第になる。福島町の場合のように区議会も行うのか、あるいは、一定</p>

C 委員	<p>の時間の枠の中でおさめてやってもらうのかは、制度をつくる中で決めていくことになる。</p> <p>一問一答は、各自治体で議会の運営方法が違う。既に、議会基本条例がなくても、一問一答方式を行っている議会もあるが、その状況はどうか。</p>
事務局長	<p>会議規則の決め方に関わってくる。区議会では、再質問は1回と規定しているが、3回までできるという会議規則になっているところもある。それぞれの議会の独自性の中での決め方である。</p>
A 委員	<p>昨年の8月時点で、開かれた議会をめざす会が全国の市議会にアンケートを実施した。一般質問の再質問については、制限なしのところが多い。むしろ杉並のように1回のみのところは非常に少ない。ただ、全体として時間制限は往復で1時間の自治体が数としては多かった。</p>
D 委員	<p>今回の行政視察先でも議場が対面演壇方式の自治体が実際にあった。杉並の現状では、再質問の答弁は、どんな答弁が返ってくるかわからない。短い時間に判断して再質問することは神経を使い、非常に大変。</p> <p>そういう意味で、答弁が事前にわかるのは、次の質問がしやすいし、深めることもできる。どんな場合でも、議員は住民の立場に立って議会で活動するのが前提。そのためであれば、いいことならば取り入れていい。</p>
B 委員	<p>函南町、石垣市議会、柏崎市など他の自治体に傍聴に行くと、答弁書の事前提出は結構ある。前日までに答弁書があって、それについてまた質問する。答弁する市長はたじろじになっていたが、見る人はおもしろいはず。傍聴者も増えるだろうし、非常に活性化していた。</p>
E 委員	<p>都議会の一般質問を傍聴に行くと、傍聴者にも答弁書を配っている。答弁書は傍聴者も受け取れる。</p>
部会長	<p>都議会の場合、質問時間も非常に制限されていて短いので、ああいう形をとっているのではないか。</p>
F 委員	<p>一問一答は対面式の演壇にしてやっているところが多い。区議会のように総括質問、総括答弁や一問一答のほかに、分割質疑がある。複数の質問項目のうちの最初の項目に関してまとめて質問し、それに対してまとめて答弁をもらう中間形態。</p> <p>一問一答の場合、大体対面式の演壇になるので、質問者の顔が逆に議員や傍聴者から見えなくなるので、最近では、区議会という議長席や説明員席の後ろの壁に、質問者の顔が見えるように、大型のモニターをつけているところも出てきている。</p> <p>反問権は個人的には賛成。</p> <p>文書質問は単純に分量の問題だと思う。行政は議会のためだけに仕事をしているわけではない。</p>
G 委員	<p>文書記録化は、議員からの要請の定義がきつと難しいのでは。</p> <p>一問一答式は、一般質問の時間制限との関係が非常に厳しい。例えば1時間まで等、一定の時間的制約は必要。一問一答形式になれば活性化するし、傍聴人にも非常にわかりやすくなる。1つの流れとしてだんだんそうになっていくと思うが、一般質問にふさわしい時間の設定の仕方は検討を要する。</p> <p>答弁書の事前提出については、事前に答弁がわかっている、再質問をまた準備できるという点では、確かにいいことかもしれないが、今のところはまだ判断できない。</p>

議事係主査	<p>反問権は、そもそもなぜ必要なのか。反問権が必要とされるメリットは。</p> <p>反問権を採用している自治体では、あわせて行政の政策形成過程の説明を規定している。説明を詳しく求めるかわりに、相手方にも反論する機会を与えることによってはじめて対等といえるという認識が、反問権の設けられた理由である。</p>
部会長	<p>メリットとしては、議員が首長から逆に質問されることになるので、質問されても答えられるように勉強が必要となり、必然的に議員の資質が向上していく点が一番大きい。</p>
A 委員	<p>本日の資料で、『『開かれた議会』腰砕け』という伊賀市に関する新聞記事がある。以前、伊賀市議会議長から反問権の意義を含めた議会改革の成果についてのお話を直接伺う機会があった。それからしばらくしてこうした新聞記事が掲載されたので、それぞれの議会でも反問権を使い切るのはなかなか難しいという印象を受けた。</p>
E 委員	<p>非常に残念。なぜこうした制度を設けたかがきちんと議員間で共有されていないと、こうなってしまう。</p>
E 委員	<p>一般質問に関していえば、議員になった最初のころは、今のスタイルで議論していること自体が不思議に感じたが、議会にある程度籍を置くと、責任の伴う公式の場での発言であり、議会としての権威を維持するという意味でも必要だと思う。</p>
H 委員	<p>ただ、傍聴者がやりとりを聞いていて、理解できる方はごく少ないと思う。もう少し平たい言葉でかみ合う議論をしていけるような仕組み、慣例や形式に一定程度こだわりつつも、いい形に変えていくことは必要。ジャンルごとにその場での質問と答弁という形であったり、再質問も、時間的制約に追われて不十分で終わるよりも、もうこれ以上言っても答弁は出ないという、ある程度議員が納得できるようなレベルで議論を終えるということとは必要ではないか。一問一答形式にも一定の価値はあると思う。</p>
H 委員	<p>答弁書の事前提出に関してはどうかと思うが、充実した議論にするために、答弁書が公開されないまでも、第1質問に対するあらかじめの方向性は示された上での再質問の準備は有効だと思う。</p>
H 委員	<p>反問権はあってもいい。区長だけでなく、理事者側にそうした余地を残し、対等な議論をしていくという意味ではあってもいいのではないか。</p>
H 委員	<p>自治基本条例をつくるに当たって、一問一答や反問権を最高規範として入れてほしいと要望したが入れられなかった経緯がある。</p>
H 委員	<p>地方自治は政策競争の時代、政策競争の時代は討議、討論の時代、したがって、議会を活性化するには一問一答方式と反問権を導入すべきだと。現状を見ると、どの議会でも作文朗読とセレモニー方式になっている。しかも、質問が事前取材になって、どういう答弁が返ってくるかわからないということを打破するには、一問一答方式と反問権を導入したほうがいい。反問権を与えれば、当然我々は勉強しなければならないが、それは我々の能力向上につながる。ただ、一問一答方式は、数字のように細かいことは答弁できないのでやらない。極力小さい問題は避けるということになる。</p>
H 委員	<p>議会で導入しているところは議場を改造している。</p>
H 委員	<p>時間の長短については、議員の数によってどうするかということになるが、うまくおさまっている例が多い。30分の中でも、一問一答方式ならかなり丁々発止対応できるのでは。一番大事なことは、現状では傍聴人がよく理解できないので、それをカバーするために、議会用語の冊子をつくって傍聴人に配っている議会もある。</p>

I 委員	<p>そもそも、見せる議会ということが本当に必要なのかどうかという議論がまずあっていいのでは。傍聴人が聞いていてわからないということもあろうが、それによって何が得られるのかが大事。劇場型の議会をあえてやるということが本当に住民のためになるのかどうかも含めて考えなければならない。</p>
議事係主査	<p>文書質問について、これは公開しているのか。文書質問したときの処理の仕方は。</p>
部会長	<p>文書質問については、規定上、議長を経由することになっており、その回答も議長を経由して返ってくる。ホームページには掲載されていない。</p>
事務局長	<p>文書質問は、「会期中又は閉会中にかかわらず」と規定されているが、日常の議員活動の中でも、自分が聞きたいことを資料として受け取るということは杉並でも行っている。</p>
J 委員	<p>事実行為としてはある。それが質問ということではなく、あくまでも理事者側の受けとめ方としては、議員からの必要資料の調製という位置付けである。また、会議録との関係も出てくる。</p>
議事係主査	<p>要請内容の文書記録化について、単なる問合せを含めてどのレベルまでが要請に入るのか。すべてのことを文書化するのか。個人情報との関係で公開、非公開についてはどうか。</p>
J 委員	<p>伊賀市では、いわゆる口ききや働きかけ、提案、要望の一切を、内容がどんなものでも文書化しておくという規定が要綱にある。</p>
議事係主査	<p>その場合には市長から議長に報告することになっているが、現在のところ、実績はないと聞いている。ただ、規定化の前後を比較すると、議員からの働きかけ等は随分減ったとのことである。</p>
H 委員	<p>基本条例制定の平成19年から2年間、議員から市に対するすべてのコミュニケーションがないということか。</p>
部会長	<p>記録されて市長から議長に報告があったことは現在のところないとのことであった。</p>
H 委員	<p>この文言では「透明性」にウエートがかかっている。議員が何日に来てどんな用件を持ち込んだかを保存して公開するということなので、密室の中ではそういうことをしない、全部公開するという意味と理解する。</p>
H 委員	<p>職員にお願いすることが後で問題になる可能性があるなら、こういう規定があれば最初から控える。</p>
副部会長	<p>これも1つの時代の流れになっていくのではないかと。日常生活で要請を行うのは議員の職務なので一向に差し支えない。公開されても何の支障も来さないということになる。</p>
J 委員	<p>一問一答については、議員としての責任を持つという意味で、一般質問が最もなじみやすいと感じている。</p>
事務局次長	<p>ある区では往復の時間が決まっており、どの会派も再質問を多くて2回する。きちんとかみ合った議論にすることを主眼に置くという意味では、一問一答という形だけではなく、違うバージョンもあるのではないかと。</p>
	<p>反問権はイメージがわからないが、公開の場で責任を持って質問する必要性という意味で、非常に重いものを感じる。</p>
	<p>反問権は、条例で定めないと認められないものなのか。</p>
	<p>認めないとする規定は特にないが、反問権を制度として条例で宣言することによって、住民もそのように理解し、理事者側も議会側もそうした制度のもとで議会運営をするという一定の大きなルールづけになる。</p>

K 委員	<p>考えようによっては区でも可能と思われるものもあるが、反問権は極めて異質。現象面からいうと、区の姿勢を迫及する野党側にとって、限りなく脅威。時間が制限されていればなおさら野党には不利。</p> <p>そもそも、区長など理事者と議会はお互い立場が異なる。対等という意見が他の委員からあったが、全く違う。行政が提出する議案や計画を、区長とは全く違う形で区民から選出された議員たちが質疑をし、意見を言って賛否を表明するのが議員の役割。基本的には議員の意見を行政は聞く立場にある。反問権は、そうした立場の違いを著しく害することになる。</p> <p>一問一答はおもしろいが、現在の委員会での一問一答のあり方と、総括質問方式の一般質問のあり方とで、杉並は全体のバランスがとれている。4回の定例会のうち1回は一問一答にしてみるのも興味深い。現在の総括質問方式が長いと言われれば反省して、短くてもわかってもらえるような文章にするしかない。</p>
G 委員	<p>反問権について、今の委員と同じ問題意識がある。お互い対等な立場でと言われているが、もともと理事者の側には、1つの政策をつくるに当たって事前の調査があり、資料が全部ある。それをチェックする議員と理事者との間には、最初から大きな差がある。限られた時間の中で、準備して質問を行っているが、反問権は、対等になるどころか、逆に言うと、むしろ限られた時間でそれを理事者の逃げに使われるおそれもないわけではない。まずは対等ではないということ的前提にして議論すべき。</p>
部会長 事務局次長	<p>地方自治法第96条第2項の議決事項の追加についても説明を。</p> <p>第96条第1項は「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」とし、第1号から第15号まで議決事件を限定列挙している。第2項は「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」とし、条例で定めれば、自治法で法定された議決事件以外にも、その議会の特例として議決の対象になるという根拠づけをしたものである。</p>
部会長 事務局次長	<p>第96条第2項の主語は、普通地方公共団体となっており、もし基本条例の中にこの議決事項を追加する場合は、議会が行政側に要請して、初めて定めることができるということか。</p>
事務局次長	<p>条例そのものは地方公共団体が団体として定立するものであり、理事者側や議会という区分けはない。ただし第96条第2項では、法定受託事務は除くと規定している。</p>
G 委員	<p>諮問機関の会議の中で、私が質問しないと、出席者のだれも発言しないで終わりという会議が結構多い。どの諮問機関も同じような構成員、構成団体で開かれている限りは、逆に議員から問題を指摘しないと、ほとんど議論にならない。そうした現状の中で廃止といっても、反対せざるを得ない。諮問機関や審議会の本来あるべき構成や中身が変わるならば別。その意味で両面あるのではないか。</p> <p>幹事長会派が入っているようなかなり重要な審議会では恐らくなされているのではないかと推測するが、少数会派が入れる会議体での議論に限れば、経験上そう言える。</p>
H 委員	<p>一般的な傾向として、各団体、まち場から出る委員等の発言は現状ではほとんどない。</p>
C 委員	<p>発言はそれほど活発ではない印象だが、議員が諮問機関等に参加すること自体どうか。改めて議員が出ていく必要があるのか整理が必要。</p>

A 委員	<p>都計審のように法定されたもの以外は入るべきではない。すぐに廃止が無理ならば、出席しても議員だけ報酬をゼロにすることからやってほしい。</p> <p>議員が充て職で行っているのにもかかわらず報酬をもらうので、二重取りという批判がかなり強い。</p> <p>議員がいなくなったら発言する人が少なくなるという指摘があったが、それは仕方がない。議員側の問題ではなく、選ぶ側の意思の問題。</p>
副 部 会 長	<p>出席したある審議会は非常に活発で、それぞれのモチベーションを持って代表して発言している実感があった。</p> <p>ただ、一方で、一人も発言しない会議もあり、本当に諮問機関と言えるのか疑問を持ったこともあり、一概には言えない。</p>
H 委員	<p>規定の背後に、発言の多少の問題ではなく、執行部側を監視する役割の議会側が、会議の構成員として関与するのはおかしいのではという問題意識があると理解している。</p>
I 委員	<p>諮問機関や審議会の中には、部門別の計画をつくるに当たっての下話の場としての意味がある。議会の関与をそこにどう位置付けるか議論が必要。諮問機関や審議会に一切議会が入らないとすれば、議決事項を拡大し、議決対象を広げることも一方で考えていかなければいけないことになり、ある意味連動しているものである。</p> <p>そもそも審議会や諮問機関の設置目的は何か。</p>
事務局次長	<p>諮問機関等の性質によるが、基本的には、設置した主体が、それぞれの項目について諮問等を行い、答申を受けて、最終的に長の責任で政策を決定していくためのものである。法律や条例、要綱等個別の根拠規定で目的が定められている。</p>
部 会 長	<p>行政側が議員を構成員に入れるということは、議員という身分を重視しているというよりも、住民の代表という立場で審議会に入ってほしいとの趣旨と考える。</p> <p>《行政視察について》</p>
部 会 長	<p>説明願う。</p>
事務局次長	<p>資料5「行政視察の旅費について」は、旅費の根拠規定等について図示したものである。議員の旅費支給については、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条「議長等が公務のため杉並区の区域外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。」を根拠規定としている。2項では、費用弁償の内訳とその金額として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料の8種類と、額については、区長等の給与等に関する条例の規定によって副区長が受けるべき額に相当する金額とするとしている。</p> <p>旅費の支給方法については、「杉並区職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。」とし、支給額としては、鉄道賃、航空賃は実費額。旅行雑費については、1日当たりの定額になっている。宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額になっている。</p> <p>旅費の計算方法は、当然のことながら、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅費を計算するのが原則である。</p> <p>参考資料4は、区長等の給与等に関する条例。参考資料5は職員の旅費に関する条例である。</p>
部 会 長	<p>前回の会議で、行政視察についての部会全体の意見としては、行政視察の制度は残すべきではないかという点で一致していたが、本日はもう少し深く質疑をしていただければ。</p>

A 委員	行政視察の旅費について、航空運賃も普段自分が利用する場合よりも高いチケットを購入している。鉄道運賃の特別車両料金や、支給される宿泊料と実際宿泊するホテル代との差等を勘案すると、実際の費用よりかなり多く支給されている。もっと切り下げることが可能であるという問題意識を持っている。早割などで申し込めばもっとさらに安くなる。
部会長 事務局次長	どのような観点で航空便を利用しているのか。 特に特定の航空会社にこだわっているわけではなく、事務局としても、なるべく安く行けるよう努力している。ただ、公務で委員会として視察に行くため、一定の人数が航空機等を使って移動し、確実に約束の時間に相手の自治体に着く必要がある。両者の兼ね合いの結果が現状である。
A 委員	早く予約すれば席は確実に確保されるし、しかも安い。
事務局次長	グリーン車に乗らない場合の費用は、グリーン車ではない金額で支給されているということか。 旅費規程の中で、グリーン車を使える経路であればグリーン車を使い、グリーン車の切符を購入している。 航空運賃については、確かに早割もあるが、多分にリスクも負っている。キャンセルできる期限が通常の場合よりも早いことに加え、かなりの額のキャンセル料が発生する。それを個人で負担してもいいから早割を使うという考え方もありうるが、リスクを回避する点からも、多少割高にはなるが、正規の手続を経て切符等の手配をしているのが実態である。 究極の話をすれば、安いツアーで行く方法も考えられるが、そういったものを公務の旅行として使えると認めるのかどうかという問題もある。
F 委員	以前、こういった出張業務関連の民間委託をするという他の自治体に話を聞いた際、その対象から議会は外れていた。理由は、議会を含めると、むしろキャンセル等がかえって高くなる可能性があるが、一般の職員の場合は、キャンセルもほとんど起きないためとのことだった。
部会長	議員という立場と、ある程度相手先のこと考え、安定的な視察をしなければいけないことを考えると、単に値段だけを追っていいのか疑問がある。
K 委員	適正価格であることが大事。安ければいいという問題ではない。議員として公務で行くというのであれば、その際の交通手段等は、劣悪なものではなく、一定程度配慮されたものであってもいいと思う。
H 委員	社会常識にのっとっていけば、非難される対象にはならない。行き過ぎがあるかないかが大事であって、きちんとした形で行ってしっかり仕事をするのが大事。 財政力との関係で議会も大都市、中小都市によって違いがある。なかなか難しく、かつ微妙な問題がある。
部会長	民間企業での海外出張等と比較するとどうか。
C 委員	事務の煩雑等を考えると、常識の範囲内であれば、役所にしても民間にしても余りに細かく決めていくのはどうか。確かに、安ければ、その分、税金をほかに有効に使えるということはあるが、事務等の煩雑さを考えれば、ある程度の良識の中で定めていけば問題はない。
J 委員	当然不必要に高い切符を買う必要もない。かといって安いだけで選ぶと、キャンセル料

	<p>のリスクの問題で結果的に高くなったり、日程調整の問題などの弊害部分もあるので、適宜適切に、不必要に高いものは除外してベストの手配をしてもらえばいいのではないか。</p>
A 委 員	<p>宿泊料は非常に問題。1万4,800円もしくは1万3,300円の宿泊料が出るが、実際に宿泊したホテル代との差額が生じる。旅費規程の考え方からすると、宿泊料の中に朝食は含まれているので、差額が三、四千元ぐらいの場合、それは夕食費と考えているが、余りは出る。それが非常に気になっている。ご飯はどこに行っても食べるので、夕食代は言うまでもなく、朝食代も本来もらうべきではないと考える。宿泊料としてもらった中からホテル代だけを実費精算し、残りはお返しをすることとしたい。ただ、職員は定額でやっている。精算をすとかえって事務のほうが煩雑という考え方にも一定の合理性はあるが、議員分のみでも別扱いとし、きちんと実費精算をしてもいいのではないか。</p>
部 会 長 事務局次長	<p>今現在は、差額は、夕食に回っているのか。</p> <p>今年の各委員会の視察の実績で見ると、定額を下回った委員会はない。下回る場合には、基本的には精算の手続をとることになる。ただ、その場合でも条例上精算手続は省略できるとされている。</p>
部 会 長 A 委 員 副 部 会 長 事務局次長	<p>差額分が夕食のほうに回って利用されているというのはよくないと。</p> <p>はい。</p> <p>例えば、グリーン車に乗らずに帰ってきた場合、差額を返すことはできるのか。</p> <p>グリーン車を利用しなければ、差額をお返しいただき、精算することになる。</p>
部 会 長 事務局次長	<p>今現在、夕食は個人負担分も徴収されている。差額分を返すとなると、それだけ個人の負担が増える形になるが、皆がそうすべきだということであれば、当然そのようにする必要が出てくると考える。</p> <p>ホテル代も地方によっては安いところは非常に安い。ただ、条例の定額の設定は、ある程度社会的な相場を見て定められている。仮に下回ることがあっても、そう多額には下回らないので、精算手続という面から見ると、非常に煩瑣になる部分にはある。ただ、精算が必要ということになれば、当然しなければいけないということになる。</p>
C 委 員	<p>宿泊料の名目は、旅費算定が宿泊費プラス朝夕食が含まれている金額である。今後それを見直す考えがあるのかどうかということを検討しないと、その話の先に進めない。もうそういうつくり込みになっているので、もし議論するのであれば、そこが先なのではないか。</p> <p>ただ、民間で出張した場合、宿泊費だけでなく、朝夕食分は、金額の大小は別として、一般的にはおそらく含まれているのではないかと認識しているが、それがいいか悪いかということ。</p>
部 会 長	<p>このテーマについては、後日全体的な議論のなかでまた取り上げたい。</p> <p>《次回の開催予定について》</p>
部 会 長	<p>本日の会議はこれで閉じる。 (午後3時59分)</p>